

参考資料

工事名	幸ポンプ場受変電設備改築工事
-----	----------------

本「参考資料」（参考数量、参考図を含む）は、見積の簡素化、積算日数の短縮を図るため積算条件を表示していますが、契約条件として指定するものではありません。なお、一般事項は遵守して下さい。

1 一般事項

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を禁止します。
- (2) 工場製作のみ行われている期間においては、監理技術者（主任技術者）の専任配置を要しません。
- (3) 工事監督は千葉市建設局下水道施設部下水道施設建設課が担当します。
- (4) 施工計画は、千葉市機械・電気工事一般仕様書、特記仕様書、施工条件等を熟知の上計画し、契約後速やかに工事施工計画書を2部提出し、監督員の確認を受けて下さい。なお、施工計画の変更が生じた場合は、監督員と協議の上速やかに変更施工計画書を提出して下さい。
- (5) 製作する機器及び主要な使用材料については、承諾願いを提出し、承諾後製作発注するものとします。また施工においては施工図を作成し、承諾後施工して下さい。なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議の上速やかに変更承諾願いを提出し、承諾を受けて下さい。
- (6) 官公署等への手続き及び申請書、届出書等は受注者の責において作成し、監督員に提出して下さい。
- (7) 工事の施工にあたっては、ポンプ場、処理場の維持管理に支障のないよう施工して下さい。また、工事箇所ですでに工事が完了している場所については十分に内装を保護し、既設構造物、設備機器等に損傷を与えないよう注意して下さい。
- (8) 適正な施工管理義務を怠って建造物その他工作物に損傷を与えた場合は、監督員の指示により受注者の負担で現況に復旧して下さい。
- (9) 工事の施工にあたっては、関係法令等に従い常に工事現場の安全に留意し事故の未然防止に努めてください。
- (10) 産業廃棄物の収集、運搬及び処分については関係法令の遵守に特に留意して下さい。
- (11) 貨物自動車等の過積載をしないで下さい。
- (12) 特定建設作業を実施する場合は、工事着工の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を千葉市環境局環境規制課へ届け出て下さい。
- (13) 受注者は、建設退職金共済制度に加入して下さい。
- (14) 受注者は、法定外の労災保険に付して下さい。
- (15) 下請負人を定めたときは、遅滞なく下請業者選定通知書を提出して下さい。
- (16) 工事の施工に先立ち、必要であれば、工事内容等を地元住民に十分説明し理解と協力を得て下さい。

2 本工事の積算に当たっての内容

(1) 数量

設計図面より算定しています。標準的な数量は、別途参考に示します。